

認定NPO法人 難民支援協会：『出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案に対する意見』 について知っていただきたいこと

2021年4月から、国会で「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案」（以下「本法案」とする）が審議されました。本法案には、日本での難民保護の後退につながる点があると考え、JARは「意見書」を出しました。最終的には、5月に取り下げられ、本法案は成立していません。日本に逃れてきた難民の方々にとって大きな影響がある内容が含まれており、当事者である難民の方々も知っていただくことが大切と考え、「意見書」のポイントを紹介します。

【知っていただきたいこと】

- 1. 難民申請者の送還について：難民を保護する目的に反して、『送還停止効』（難民申請中の送還の停止）に一定の例外を設けることは許されない**
 - 難民や難民申請者を送還することは、国際法上の原則（ノン・ルフールマン原則。難民条約第33条）によって禁止されており、『送還停止効』に例外を設けるべきではないとされています。
 - 本法案では、3回以上にわたり難民申請を行っている者などを対象に、難民申請中の送還を停止する規定『送還停止効』の例外が設けられています。
 - 最も優先すべきは、送還の促進ではなく、現行でも不十分な日本の難民認定制度の改善です。
 - 『送還停止効』の例外になった場合、不服申し立てができず、本人への通知や裁判を受ける権利も本法案には書かれていません。
- 2. 『補完的保護』について：国際的な保護を必要とする者を保護できる定義と手続きに修正すべき**
 - 本法案では、『補完的保護』が新たにつくられました。しかし、本法案における『補完的保護』の定義は非常に狭い範囲で決められており、難民には該当しないが国際的な保護を必要とする者の十分な保護ができない内容となっています。
 - 『補完的保護』は、本来、日本も締約国である拷問等禁止条約や自由権規約といった国際人権法が禁止する、拷問や非人道的な取扱いなど重大な危害を受けるおそれがある者を保護することを目的としています。
 - 国際社会において『補完的保護』は一般的に行われていますが、日本は独自の定義をしており、これまで「人道配慮」として保護してきた人ですら保護されるかわかりません。
- 3. 仮滞在制度について：要件をへらし、制度を活用すべき**
 - 本法案では、在留資格を持たない難民申請者の法的地位の安定を目的に、2005年より導入されている仮滞在制度について、在留資格の取得や、就労許可について新たに規定が設けられました。
 - 現状では仮滞在の要件が厳しく、許可される数は少ないです。在留資格をもてない多くの難民申請者が仮滞在の対象になるよう、要件を緩和する（へらす）必要があります。
- 4. 『監理措置』について：長期収容の課題を改善するものになっておらず、見直されるべき**
 - 本法案では、長期収容の解消に向けた措置の一つとして『監理措置』が新たにつくられました。
 - 『監理措置』とは、退去強制令書が出された者や仮滞在を許可された者について、監理人による監理のもとに収容しない制度です。逃亡のおそれや不法就労のおそれがある場合、監理人には報告義務があるなど、多くの問題があります。
 - 本法案が定める『監理措置』ではなく、まずは収容期間の期限をつくり、司法による審査を行うといった制度が求められます。
 - 目指すべきは、不要な収容を回避し、自由に対する権利など外国人の人権を保障できるような措置の実施です。
- 5. 結び：難民認定制度の改善に向けて**
 - 本法案は、難民をはじめとする外国人の管理を強化し、送還の促進につなげるものとなっています。

- 優先されるべきは課題の多い難民認定制度の改善です。本来すべきことは、出入国在留管理庁から独立した組織による難民認定制度や、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）の見解に基づく難民認定基準の設定、手続きの透明性の確保（一次審査のインタビューに代理人同席を認める、録音・録画を行うなど）、難民申請者に対する生活支援を法律に書くことなどが必要です。

以上